

## 第14号議案

### 桶川市印鑑条例の一部を改正する条例

桶川市印鑑条例（平成3年桶川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<b>第12条の2</b> <b>第4項第2号</b>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能をもつも</p>	<p>（印鑑登録証明の申請）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<b>第12条の2</b> <b>第4項第3号</b>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書を自動的に交付する機能をもつも</p>

の（以下「多機能端末機」という。）に  
利用者自らが必要な操作を行うことによ  
り、印鑑登録証明書の交付を市長に  
申請する場合

の（以下「多機能端末機」という。）に  
利用者自らが必要な操作を行うことによ  
り、印鑑登録証明書の交付を市長に  
申請する場合

## 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律  
の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

令和8年2月20日提出

桶川市長 小野克典

## 提 案 理 由

電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を  
提出するものである。